

I 原子力防災訓練の実施状況

I-1 訓練実施の趣旨

県では、国、関係市町及び防災関係機関等と連携して、川内原子力発電所1号機が試運転を始めた昭和58年度から、県地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、毎年度原子力防災訓練を実施※している。

令和6年度は、県及び薩摩川内市など関係周辺市町の主催により、国の原子力総合防災訓練と一体となって令和7年2月14日(金)～2月16日(日)に実施した。

訓練は、警察、消防、自衛隊など294の関係機関(年度間:302機関)、約4,820人(年度間:約7,060人)が参加し、情報伝達や事態の進展に応じた段階的避難などの手順を確認したほか、県原子力安全・避難計画等防災専門委員会や昨年度の訓練反省会等での意見等も踏まえ、原子力防災アプリを含む原子力災害時住民避難支援・円滑化システムを活用した訓練を実施した。

そのほか、能登半島地震等を踏まえ、火災・断水・通信障害・孤立地区の発生等を想定した訓練を拡充して実施した。

※ 訓練未実施の年度

- ・ 平成22年度: 鳥インフルエンザの発生に伴い中止
- ・ 平成23年度: 県及び関係市の「原子力災害対策暫定計画」に基づく訓練を実施することとし、実施を見合わせ
- ・ 平成26年度: 関係市町の要援護者の避難支援計画が作成中のため、実施を見合わせ
- ・ 令和2年度: 新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ中止

I－2 令和6年度の訓練の特徴

- 事故の進展に応じて，県，関係市町，関係機関が協働・連携し，地域防災計画に基づき訓練を実施
- 原子力防災アプリを含む原子力災害時住民避難支援・円滑化システムの活用
- 能登半島地震等を踏まえ，火災・断水・通信障害・孤立地区の発生等を想定した訓練を実施〔拡充〕

1 段階的避難に係る住民理解を深めるためのシナリオ訓練

- (1) 第1段階：P A Zの要配慮者避難
- (2) 第2段階：P A Zの住民避難，U P Zの屋内退避
- (3) 第3段階：U P Zの空間放射線量率に基づく住民避難

2 警戒事態における初動対応訓練

- (1) 発災直後の情報伝達や関係職員の参集，オフサイトセンターの立ち上げ
- (2) 被災状況などの情報収集，実動機関への派遣要請，住民等に対する情報提供
- (3) 要配慮者（在宅，社会福祉施設入所者等）の避難準備

3 オフサイトセンター参集・運営訓練

- (1) オフサイトセンターの運営
- (2) 緊急時モニタリングセンターを立ち上げ，緊急時モニタリングを実施し，空間放射線量の測定結果に基づく一時移転地域の特定に係る手順を確認
- (3) 避難住民の防護措置の実施資料等を作成
- (4) 非常用発電機への燃料供給
- (5) 代替オフサイトセンター（消防学校）立ち上げ
- (6) 放射線防護設備の稼働
- (7) 県現地災害対策本部会議の開催

4 住民等に対する広報訓練

- (1) 広報車，防災行政無線，緊急速報メール（日本語・英語），原子力防災アプリ，コミュニティFM等による住民や観光客等一時滞在者への情報伝達
- (2) 観光施設等での観光客等一時滞在者への情報伝達
- (3) 外国語による情報伝達

5 避難・避難誘導・屋内退避訓練〔拡充〕

(1) 放射線防護施設への屋内退避及び放射線防護施設の陽圧化装置等の稼働

(2) 避難所等での屋内退避

大規模地震による建物の倒壊等により、自宅等での屋内退避ができないことを想定して、近隣の避難所等での屋内退避

(3) 要配慮者等の避難訓練

ア 原子力防災・避難施設等調整システムを活用し、放射性物質の放出状況や被災状況を踏まえ、川内原子力発電所から10km以遠の社会福祉施設等の避難先を調整

イ 九電社員によるPAZの要配慮者（社会福祉施設及び在宅）に対する避難支援

ウ 九電が追加配備した福祉車両を用いた避難

(4) 広域避難訓練

ア UPZ外の受入市町への住民避難

イ 原子力防災アプリ等の活用

ウ 地震被害により、避難計画上の避難先へ避難できない事態を想定した代替の避難先への避難〔新規〕

(5) 道路閉塞に伴う孤立化等への対応

ア PAZ内での孤立地区の発生を想定したヘリ・船舶による避難

イ 長島町住民の船舶避難

(6) 幼稚園、保育園、学校の避難訓練

各校において、保護者への情報連絡、引き渡し訓練を実施し、各校の避難計画に基づく手順を確認（訓練実施日は各学校等で別途設定）

6 避難所設置等の訓練

(1) 避難所開設から住民の受入について避難元と避難先の自治体との手順等を確認

(2) 原子力防災アプリ等の活用

(3) 要配慮者や障がい者を想定した受入対応の実施

(4) 健康相談窓口の開設

(5) 住民体験型訓練（ダンボールベッド組立等）の実施

(6) トラック協会による支援物資搬送

※ 原子力防災に関する基礎知識や災害時の心構えなどに関する防災講習会の開催

※ 避難所での防災用品等備蓄物資の展示等

7 避難退域時検査・原子力災害医療措置訓練〔拡充〕

(1) 避難退域時検査

- ア 住民への検査手順の周知及び検査体制の確認
- イ 原子力防災アプリ等の活用
- ウ 車いす利用者及び複数汚染箇所を想定した検査
- エ 簡易除染で除染できなかった場合の拡散防止処置
- オ 未実施場所（候補地）での検査〔拡充〕

(2) 安定ヨウ素剤配布

- ア 住民への配布手順の周知や緊急配布場所での配布
- イ 原子力防災アプリ等の活用
- ウ 国家備蓄安定ヨウ素剤の輸送〔新規〕

(3) 被ばく傷病者対応訓練

- 被ばく傷病者を想定した除染や医療訓練を実施

8 原子力災害時住民避難支援・円滑化システム活用訓練

- (1) 原子力災害時住民避難支援・円滑化システムによる被災状況及び避難状況把握
- (2) 関係機関を含めた避難車両配車システムによる配車手順の確認
- (3) 原子力防災アプリによる住民への情報伝達及び避難住民受付の実施
- (4) 一時集合場所等の各受付場所での仮QRコード発行・配布
- (5) 原子力災害時住民避難支援・円滑化システムによる避難退域時検査通過証発行
- (6) 原子力防災アプリを活用した安定ヨウ素剤配布や住民からの情報投稿への対応

9 自衛隊など実動機関との連携〔拡充〕

(1) 道路啓開訓練

- 地震による倒木等により，通行不能となった避難経路の復旧作業を実施

(2) 応急架橋訓練

- 孤立地区発生を想定した応急架橋訓練〔新規〕

(3) 避難住民の搬送支援

- ア PAZ内での孤立地区の発生を想定したヘリによる避難〔再掲〕
- イ 屋内退避施設からの急患搬送

(4) 避難退域時検査の支援（車両の簡易除染を実施）

(5) 避難地区における残留住民の確認

(6) 県消防防災ヘリによる訓練

- ア オフサイトセンターへの要員搬送
- イ 孤立地区を想定した救助訓練〔新規〕

ウ 道路損壊のため消防車が進入できない地域での火災発生を想定したヘリによる火災消火訓練〔新規〕

(7) 警戒警備・交通規制（海上含む）

緊急事態応急対策実施区域及び周辺地域並びに警戒海域の広報及び周辺海域の警戒警備活動や交通規制等を実施

(8) 情報収集訓練

県警・自衛隊・海保ヘリ及び海保巡視船による情報収集（映像伝送）を実施

10 能登半島地震等を踏まえた対応〔拡充〕

(1) 倒壊家屋からの救出訓練

(2) 道路啓開訓練

地震による倒木等により、通行不能となった避難経路の復旧作業を実施〔再掲〕

(3) 地震被害により、避難計画上の避難先へ避難できない事態を想定した代替の避難先への避難〔再掲〕

(4) 道路損壊のため消防車が進入できない地域での火災発生を想定したヘリによる火災消火訓練〔再掲〕

(5) 断水地域での屋内退避を想定した給水車による応急給水訓練〔新規〕

(6) 通信障害時における電気通信事業者による移動基地局車等の設置訓練〔新規〕

(7) 孤立地区を想定した救助訓練〔再掲〕

(8) 孤立地区発生を想定した応急架橋訓練〔再掲〕

(9) 孤立地区を想定した救助訓練〔再掲〕

(10) モニタリングポストの欠測を想定した無人航空機モニタリングの実施〔新規〕

11 その他

(1) モニタリングポストへの燃料供給

(2) ドローンを活用した道路被害状況確認

(3) 外部委託による訓練の評価・検証